

関係各位

平成 21 年度入札・契約制度の当面の改正について

平成 21 年度に予定している入札・契約制度の当面の改正内容は、以下のとおりです。
なお、現在検討中の内容もありますので、決定次第、随時お知らせします。

1 一般競争入札における発注基準等の改正予定（一部の工種）

発注基準の改正

土木工事等の一部で発注基準を改正予定（5 月公告以降を予定）

4 月公告分については、現行の発注基準に基づき「平成 19・20 年度の業者ランクを適用する」案件もありますので、「個別公告」をご確認ください。

入札参加要件の改善

「配置技術者の実績要件」等一部の工種、案件で見直しを予定
現在検討中ですので、詳細については別途お知らせします。

2 工事成績が著しく低い場合の指名停止の適用

「不良不適格業者の排除，適正な施工体制の確保」を目的に、「工事成績が著しく低い業者」へのペナルティーとして、指名停止基準を策定しました。

指名停止基準の内容

「新潟市工事成績評価実施要領に基づく工事成績が不良のとき」

工事成績評価の合計点が 45 点未満	3 ヶ月の指名停止
工事成績評価の合計点が 45 点以上 55 点未満	1 ヶ月の指名停止
工事成績が不良で指名停止を受けた有資格業者が、 指名停止期間の終了後 3 年を経過するまでの間に、再度工事成績の不良により指名停止に該当することとなった場合	6 ヶ月の指名停止
指名停止における工事成績評価の合計点の考え方 工事成績評価の合計点に、指名停止（工事事故）による減点がある場合は、指名停止による減点を除いた点数を工事成績評価の合計点とみなす。	

適用開始時期

平成 21 年 4 月 1 日以降に契約締結した工事から適用

3 最低制限価格等の暫定的引上げ

昨年度、最低制限価格等を暫定的に引き上げましたが、平成 21 年 4 月 1 日以降も引き続き実施します。

4 前払金の支払割合

工事請負契約で 1 億円を超える部分も「請負金額の 40%」に拡大します。

適用開始時期

平成 21 年 4 月 1 日以降に契約締結した工事から適用